

「くらし 高まる たかねざわ」ロゴマーク使用ガイドライン

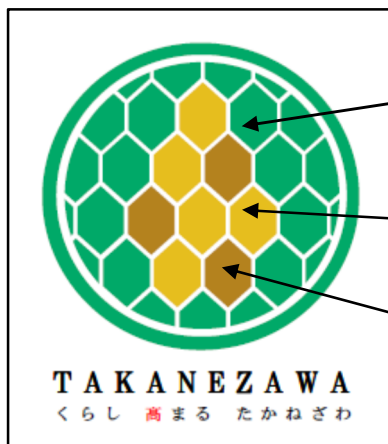
1. 目的

このガイドラインは、「くらし 高まる たかねざわ」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を、個人及び事業者等が積極的に活用できるようにすることで、高根沢町を県内外に広くPRするため、その運用について定めるものである。

2. ロゴマーク

ロゴマークは、高根沢町の主要農産物であり、日本の食の象徴である『お米』をモチーフとし、町の豊かな緑の大地と稲穂、そして、町民（お米の粒）が集まって「ひとつのものをつくり上げる」とイメージしている。

ロゴマークのデザイン及びカラーは、次のとおりとする。



- ①
- ②
- ③

【カラー指定】

- ① R(0)G(169)B(104) , C100%+M0%+Y38%+K34%
- ② R(230)G(190)B(30) , C0%+M17%+Y87%+K10%
- ③ R(180)G(130)B(30) , C0%+M28%+Y83%+K29%

【モノクロ指定】

- ① R(0)G(0)B(0) , C0%+M0%+Y0%+K100%
- ② R(180)G(180)B(180) , C0%+M0%+Y0%+K29%
- ③ R(115)G(115)B(115) , C0%+M0%+Y0%+K55%

3. 使用方法

- (1) ロゴマークのデザインや文字を変形したり、他の図形や文字を重ねて使用してはならない。
- (2) ロゴマークの色は指定のカラーを使用すること
- (3) 町長が必要と認める場合は、文字やカラーを変更して使用することができるものとする。

4. 著作権及び使用権

- (1) ロゴマークの著作権は、高根沢町に帰属する。
- (2) ロゴマークを使用する者は、高根沢町シンボルマーク等の使用承認に関する要綱に基づく使用承認を受けること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ① 国又は地方公共団体が使用する場合
 - ② 新聞、テレビ等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
 - ③ 町長が必要と認める者が使用する場合
- (3) ロゴマークの使用が承認された場合であっても、第三者にその権利を譲渡又は貸与することはできない。

5. 使用権者の責任

ロゴマークの使用に関して発生する一切の責任は、ロゴマークの使用権者によるものとする。

附則 このガイドラインは平成28年4月1日から施行する。